

**A37** 納税者が国や地方公共団体、特定公益増進法人などに対し、「特定寄付金」を支出した場合には、所得税の寄付金控除を受けることができます。また、政治活動に関する寄付金、認定NPO法人等に対する寄付金及び公益社団法人等に対する寄付金で一定のものについては所得控除に代えて、所得税の税額控除を選ぶこともできます。

寄付金控除を受けるためには、寄付金控除に関する事項を記載した確定申告書に次の書類を提出するか、申告書提出の際に提示する必要があります。

- ① 寄付した団体や特定公益信託の受託社などから交付を受けた受領書など
- ② 特定の公益法人や学校法人に対する寄付と特定公益信託の信託財産とするために支出する金銭については、その法人や信託が適格であることの証明書や認定書の写し
- ③ 政治献金については、選挙管理委員会の確認印のある「寄付金（税額）控除のための書類」
- ④ 義援金等を支出したことが確認できる書類（例えば、国や地方公共団体の採納証明書、領収書、受領証、募金団体が発行する預かり証など）  
Q. 当医院では、診療所（院長）を契約者とし、被保険者は従業員で、生存保険金、死亡保険金の受取人は被保険者またはその遺族とする養老保険に加入しました。この場合、当医院が支払う保険料はどのように取り扱われますか？